

「第11次ニセコ町交通安全計画」(案)の縦覧と意見募集について

ご意見

- ① 夜間走行時ときおり、対向車のハイビームで目がくらみ、何台か連続すると、非常に危険を感じます。「夜間走行時の連続的ハイビーム走行の抑止」を何らかの方法でPR(啓発活動)する必要があるのではないのでしょうか。道交法では「ハイビームが基本」とは信じられないことで、もしそうなら改定を提案していただきたい。現在乗っている車はオートで切替えできる。
- ② オリンピック競技にもなったこともあり、スケートボードの人気の高まっており、最近ニセコ町の路上でもスケートボードでの走行や練習をしている姿を見かけます。路上の走行禁止についての児童生徒への安全教育や啓発を行って欲しい。同時に安全に楽しめる環境整備を図ってほしい。また、成人に対しても啓発を行っていただきたい。

意見に対して

- ① 『道路交通法第52条第2項』では、「車両等が、夜間、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。」となっており、『交通の方法に関する教則』では「交通量の多い市街地などでは、前照灯を下向きに切り替えて運転しましょう。」となっていますので、いただいたご意見を参考にしながら、交通安全運動を進めていきたいと思えます。
- ② 今回の交通安全計画のP14～P16において、児童生徒や成人、高齢者など段階的にそれぞれの年代に応じた交通安全教育の推進を明記しております。
また、P12において、子供の遊び場等の確保について明記し、交通事故防止に努めてまいります。